

「中国進出企業のための必須税務講座」—基礎から重要論点まで

開催日：2013年11月26日（火）13：30～16：30 会場：東京・東宝土地会議室

講師：三戸 俊英氏 税理士法人キャスト 公認会計士

～中国での税金と行政費用の基礎的説明を行ったうえで、税務当局の徴税強化に対してどのように対処し、いかに日中における租税コストを軽減すべきかについて実務に裏付けられた説明を行います。Q&Aの充実を図り、ご参加者の方々の税務問題等にお答えします。～

13：30

1. 中国ではどのような税金と行政費用が課せられるかの概要

2. 企業所得税

1. 納税義務者、課税範囲
2. 課税所得の計算
3. 損金算入に税務当局の許可が必要な損失
4. 優遇措置
5. 移転価格と同時文書化
6. 非居住者の課税 ①中国現地企業の持分譲渡 ②出向者 PE 課税の回避
7. 租税条約による優遇措置享受申請の手続き
8. ロイヤルティの日本における外国税額控除の享受（含む一みなし外国税額控除の優遇措置）

3. 個人所得税(派遣者の税務を主として)

1. 所得区分と税率
2. 居住期間と納税義務の範囲
3. PE 認定と短期滞在者の免税不適用
4. 年1回性賞与の税額軽減
5. 派遣者の日本受領退職金
6. 派遣者の日本受領年金

4. 増値税

1. 中国流通税の特徴
2. 納税事務の発生時点
3. 税率と税額の計算
4. 増値税専用発票（インボイス）の機能
5. 輸出税額還付 ①生産型企業と貿易企業 ②保税區、輸出加工區、物流園區 ③進科加工、来科加工 ④振替再加工（深加化工結轉）
6. 交通運輸業と一部の現代的サービスの営業税から増値税への転換とその対応策
7. 中国とのライセンス契約における増値税条項の工夫

5. 営業税

1. 税目と税率
2. 課税収入から控除を認められる金額
3. 国内における役務提供等が課税される場合

その他

<Q&A>

16：30

本講座では開催前・当日・開催後とQ&Aの充実により参加者の問題解決に役立つ講座を目指します。

お申し込み要領

ご参加料金	1名 29,000円（資料代、消費税を含む） 1社複数名お申し込みの場合、お一人当たり26,000円に割引
申込先	マネジメント・トレーニング・センター 〒102-0073 千代田区九段北1-6-1 アリビオ九段6F 電話：03-6427-8040
申込方法	電話、ファクシミリ または、電子メールにてお申し込み下さい。 お申し込み受け付け次第、以下の書類をお送り致します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「受講票」：会場地図が記載されています。 ・ 「ご請求書」：お支払いは、銀行振り込みでお願い致します。 ・ あらかじめ「質疑」のご用意がございましたら、同封書類の「事前の質問事項」記入欄をご利用いただき、ファクシミリでお知らせ下さい。 	
FAXでのお申込	下の申込書に所要事項ご記入の上、 03-6427-8045に送信して下さい。
電話でのお申込	03-6427-8040にお電話下さい。
電子メールでのお申込	kawanabe@bh.mbn.or.jp 宛に ①申込セミナー名 ②貴社名 ③ご住所 ④お電話番号 ⑤FAX番号 ⑥ご所属・お役職 ⑦お名前を送信してください。

「中国進出企業のための必須税務講座」11/26 申込書

EDM

お申込年月日 年 月 日

貴社名		TEL	
ご住所		FAX	
ご所属 お役職		(ふりがな) お名前	
ご所属 お役職		(ふりがな) お名前	
ご所属 お役職		(ふりがな) お名前	

ご記入いただいた情報は、当センターの事業ご案内の送付に利用させていただく場合がございます。何卒ご了承くださいませ。

Management Training Centre
<http://www.e-adaa.com/mtc/index.html>